

## 自治体職員のための政策法務入門

～公共政策立案に必要な法的知識の修得を目指して～

## 代執行費用の強制徴収手続③

鹿児島大学教授  
宇那木正寛

## 今回のポイント!

代執行費用の納付を命じたにもかかわらず、これが納付されなかった場合の強制徴収手続について、第44回から解説しています。なお、督促前の徴収手続については、本誌連載第41回～第43回を参照して下さい。

## ④ 搜索手続

## (1) 搜索の意義等

滞納処分をするためにはまず、滞納者の財産調査をする必要があります。この際、まず、質問・検査により財産の状況が分かれば、これにより滞納処分を行います。次に、質問・検査では財産の状況が分からない場合はどうすべきでしょうか。この場合に行われるのが、搜索です。搜索は、相手の意思に反して住居に立ち入ることができる強制調査です。

搜索は強制調査ですが、裁判所の令状は必要とはされていません。そのため、住居の不可侵について定める憲法第35条に反しないか

が問題となります。この点に関しては、滞納処分の搜索手続が租税債権の実現を図ることを目的とするに過ぎず、刑罰につながるものではないなどとして、憲法違反ではないと解されています<sup>(6)</sup>。なお、民事執行法第123条第2項の規定による搜索も令状は求められていません。

## 【国税徴収法】

## (搜索の権限及び方法)

第142条 徴収職員は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる。

2 徴収職員は、滞納処分のため必要がある場合には、次の各号の一に該当するときに限り、第三者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる。

(1) 滞納者の財産を所持する第三者がその引渡をしないとき。

(2) 滞納者の親族その他の特殊関係者が滞納者の財産を所持すると認めるに足る相当の理由がある場合において

て、その引渡をしないとき。

3 徴収職員は、前2項の搜索に際し必要があるときは、滞納者若しくは第三者に戸若しくは金庫その他の容器の類を開かせ、又は自らこれらを開くため必要な処分をすることができる。

### 【民事執行法】

(債務者の占有する動産の差押え)

第123条 債務者の占有する動産の差押えは、執行官がその動産を占有して行う。

2 執行官は、前項の差押えをするに際し、債務者の住居その他債務者の占有する場所に立ち入り、その場所において、又は債務者の占有する金庫その他の容器について目的物を搜索することができる。この場合において、必要があるときは、閉鎖した戸及び金庫その他の容器を開くため必要な処分をすることができる。

3～5 略

搜索は、原則、日没後から日出前まではすることができません(国徴法第143条第1項)。ただし、夜間でも公衆が出入することができる場所については、滞納処分<sup>7</sup>の執行のためやむを得ない必要があると認めるに足りる相当の理由があるときは例外的に許容される。

ます(同条第2項)。

### 【国税徴収法】

(搜索の時間制限)

第143条 搜索は、日没後から日出前まではすることができない。ただし、日没前に着手した搜索は、日没後まで継続することができる。

2 旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入することができる場所については、滞納処分<sup>7</sup>の執行のためやむを得ない必要があると認めるに足りる相当の理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、日没後でも、公開した時間内は、搜索することができる。

搜索に当たっては、立会人が必要になりま<sup>8</sup>す(国徴法第144条)。現実の搜索では、滞納者あるいは、その関係者の物理的抵抗の可能性もあることから、搜索する場所を所管する警察署に所属する警察官の同行を依頼し、この際、立会いを求めることが適切です。

### 【国税徴収法】

(搜索の立会人)

第144条 徴収職員は、搜索をするときは、その搜索を受ける滞納者若しくは第

三者又はその同居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当のわきま<sup>9</sup>のあるものを立ち会わせなければならない。この場合において、これらの者が不在であるとき、又は立会いに応じないときは、成年に達した者二人以上又は地方公共団体の職員若しくは警察官を立ち会わせなければならない。

### (2) 搜索調書の作成

搜索終了後には、搜索調書を作成する必要があります(国徴法第146条第1項)。作成した搜索調書は、立会人に交付しなければなりません(同条第2項)。なお、搜索中に財産を発見し、これを直ちに差し押さえる場合には、差押調書(国徴法第54条)を作成します。このような場合には、当該差押調書に、搜索に関する事項、すなわち、搜索した場所又は物、搜索した日時を記載し、加えて、立会人の署名を求め、その謄本を立会人に交付すれば、搜索の事績が明らかにされるので、搜索調書及びその謄本の作成は必要ありません(第146条第3項<sup>7</sup>)。もちろん、差押調書及び搜索調書の両者を作成しても問題はありませ<sup>10</sup>ん。

## 【国税徴収法】

(搜索調書の作成)

第146条 徴収職員は、搜索したときは、搜索調書を作成しなければならない。

2 徴収職員は、搜索調書を作成した場合には、その謄本を搜索を受けた滞納者又は第三者及びこれらの者以外の立会人があるときはその立会人に交付しなければならない。

3 前2項の規定は、第54条(差押調書)の規定により差押調書を作成する場合には、適用しない。この場合においては、差押調書の謄本を前項の第三者及び立会人に交付しなければならない。

なお、搜索調書に記載する事項は、国税徴収法施行令第52条に定めがあります。<sup>(8)</sup>

## 【国税徴収法施行令】

(搜索調書の記載事項)

第52条 搜索調書には、徴収職員が次の事項を記載して署名押印をしなければならない。ただし、第2号に掲げる事項は、搜索に係る国税につき差押調書の謄本、差押書又は参加差押通知書がその搜索を受けた滞納者又は第三者に既に交付されている場合には、記載を省略することが

できる。

(1) 滞納者の氏名及び住所又は居所

(2) 滞納に係る国税の年度、税目、納期限及び金額

(3) 法第142条第2項(搜索の権限及び方法)の規定により第三者の物又は住居その他の場所につき搜索した場合には、その者の氏名及び住所又は居所

(4) 搜索した日時

(5) 搜索した物又は住居その他の場所の名称又は所在その他必要な事項

2 徴収職員は、搜索調書に法第144条(搜索の立会人)の立会人の署名を求めなければならない。この場合において、立会人が署名をしないときは、その理由を搜索調書に付記しなければならない。

## ⑤ 滞納処分ができない債権に対する財産調査

国税徴収法の例により、徴収できない債権(空家特別措置法第14条第10項に定める略式代執行に要した費用など)については、住民基本台帳法第11条、戸籍法第10条の2、不動産登記法第119条を根拠に住所や財産を調査することができます。

## 【住民基本台帳法】

(国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)

第11条 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要がある場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第7条第1号から第3号まで及び第7号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。)に係る部分の写し(第6条第3項の規定により磁気ディスクをもって住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村にあつては、当該住民基本台帳に記録されている事項のうち第7条第1号から第3号まで及び第7号に掲げ

る事項を記載した書類。以下この条、次条及び第50条において「住民基本台帳の一部の写し」という。)を当該国又は地方公共団体の機関の職員で当該国又は地方公共団体の機関が指定するものに閲覧させることを請求することができる。

2・3 略

【戸籍法第10条の2】

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができ、この場合において、当該請求の任に当たる権限を有する職員は、その官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならぬ。

【不動産登記法】

(登記事項証明書の交付等)

第119条 何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記記録に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面(以下「登記事項証明書」という。)の交付を請求することができる。

2・5 略

なお、執行力のある債務名義の正本<sup>(9)</sup>を取得し、強制執行等を行ってもなお当該金銭債権の完全な弁済を得られなかった等の場合、財産開示手続を通じて、執行裁判所に対して申立てを行い、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所を通じて債務者の財産の開示を求めることができます(民執法第196条以下)。なお、「債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所」とは、債務者の住所を管轄する地方裁判所です。

【民事執行法】

(管轄)

第196条 この節の規定による債務者の財産の開示に関する手続(以下「財産開示手続」という。)については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

(実施決定)

第197条 執行裁判所は、次の各号のいずれかに該当するときは、執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者の申立てにより、債務者について、財産開示手続を実施する旨の決定をしなければならない。ただし、当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始す

ることができないときは、この限りでない。

(1) 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続(申立ての日より6月以上前に終了したものを除く。)において、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得ることができなかったとき。

(2) 知れている財産に対する強制執行を実施しても、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得られないことの疎明があつたとき。

2 執行裁判所は、次の各号のいずれかに該当するときは、債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者の申立てにより、当該債務者について、財産開示手続を実施する旨の決定をしなければならない。

(1) 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続(申立ての日より6月以上前に終了したものを除く。)において、申立人が当該先取特権の被担保債権の完全な弁済を得ることができなかったとき。

(2) 知れている財産に対する担保権の実行を実施しても、申立人が前号の被担保債権の完全な弁済を得られないことの疎明があつたとき。

3 前2項の規定にかかわらず、債務者(債



務者に法定代理人がある場合にあっては当該法定代理人、債務者が法人である場合にあってはその代表者。第1号において同じ。)が前2項の申立ての日前3年以内に財産開示期日(財産を開示すべき期日をいう。以下同じ。)においてその財産について陳述をしたものであるときは、財産開示手続を実施する旨の決定をすることができない。ただし、次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合は、この限りでない。

- (1) 債務者が当該財産開示期日において一部の財産を開示しなかつたとき。
- (2) 債務者が当該財産開示期日の後に新たに財産を取得したとき。
- (3) 当該財産開示期日の後に債務者と使用者との雇用関係が終了したとき。

4～6 略

執行裁判所において、財産開示に係る実施決定がなされた場合、債務者は自身の財産について陳述しなければなりません。

#### 【民事執行法】

(期日指定及び期日の呼出し)

第198条 執行裁判所は、前条第1又は第2項の決定が確定したときは、財産開

示期日を指定しなければならない。  
2 財産開示期日には、次に掲げる者を呼び出さなければならない。

- (1) 申立人
- (2) 債務者(債務者に法定代理人がある場合にあっては当該法定代理人、債務者が法人である場合にあってはその代表者)

(財産開示期日)

第199条 開示義務者(前条第2項第2号に掲げる者をいう。以下同じ。)は、財産開示期日に出頭し、債務者の財産(第131条第1号又は第2号に掲げる動産を除く。)について陳述しなければならない。

2～7 略

財産開示制度の実効性を確保するため、債務者が財産開示手続に応じない、あるいは、虚偽の陳述をした場合などにおいては、懲役や罰金に処せられることになっています。

#### 【民事執行法】

(陳述等拒絶の罪)

第213条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1)～(4) 略

(5) 執行裁判所の呼出しを受けた財産開示期日において、正当な理由なく、出頭せず、又は宣誓を拒んだ開示義務者

(6) 第199条第7項において準用する民事訴訟法第201条第1項の規定により財産開示期日において宣誓した開示義務者であつて、正当な理由なく第199条第1項から第4項までの規定により陳述すべき事項について陳述をせず、又は虚偽の陳述をしたもの

注

(6) 吉国二郎・荒井勇・志場喜徳郎共編『国税徴収法精解』(大蔵財務協会、2021)946頁以下。

(7) 吉国二郎ほか共編・前掲注(6)958頁以下。

(8) 現実の書式については、国税徴収法施行規則別記第11号様式を参照。

(9) 確定判決(民執法第22条第1項)、確定少額訴訟判決(民訴法第368条以下)など。